

八潮市テナント家賃減免支援助成金について

－新型コロナウイルス感染症にかかる経済対策－

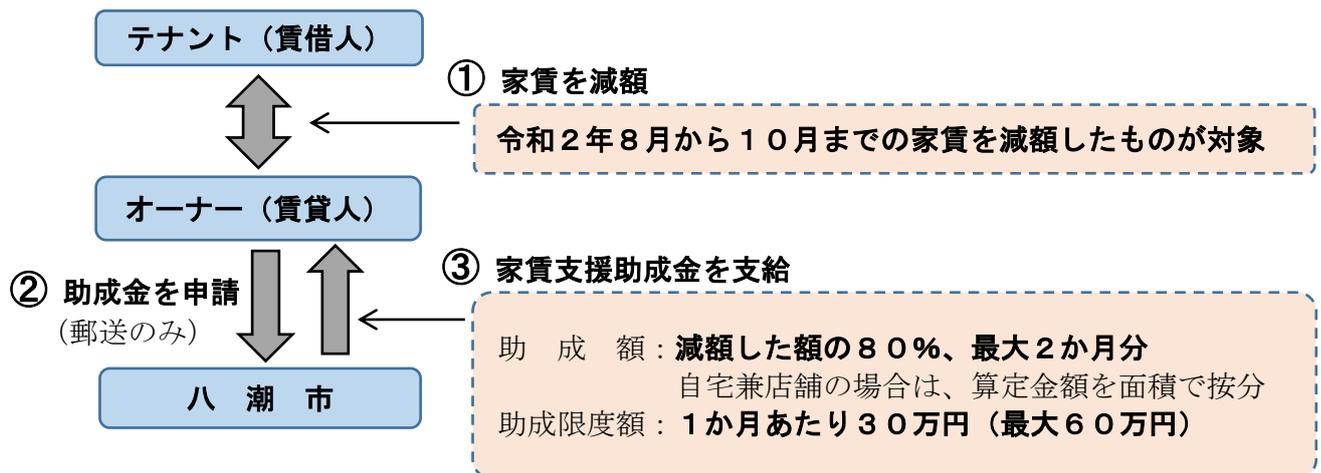
1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、テナント等においては、一時的に賃料の支払に関する問題などが表面化している中、国は2020年度第2次補正予算に基づき、中小企業等のテナント事業者に対して家賃負担を軽減する「家賃支援給付金制度」（参考1：注1）を創設した。

また、埼玉県では、2020年度6月補正予算に基づき、国の給付金制度に上乘せする形で、テナント（賃借人）又はオーナー等（賃貸人）に対して「埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金制度」（参考1：注2）を創設したところである。

本市においては、テナント家賃の減免を行ったオーナー等を支援するため、助成金を支給するものである。

〔助成手続きの流れ〕



2. 支給対象オーナーの要件

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している、市内の「対象テナント」に対して家賃を減額しているオーナー等で、次の要件をすべて満たす者。

- (1) 対象テナント事業者と賃貸借契約を締結していること
- (2) 対象物件に係る固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (3) 賃貸人と賃借人が同一でないこと。（賃貸人が法人の場合は、賃借人が当該法人の代表者又は役員でないこと。賃貸人が法人の代表者又は役員の場合は賃借人が当該法人でないこと）
- (4) その他、以下のいずれにも該当しないこと
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が代表者又は役員として、若しくは実質的に経営に関与している者その他暴力団又は暴力団体と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に係る者
 - ③ 宗教活動又は政治活動を目的とする者

3. 対象テナントの要件

対象テナントは、次のいずれかの要件を満たす事業者であって、新型コロナウイルス感染症による影響で売上高が減少した事業者であること。

(1) 会社又は個人事業主

資本金又は常時使用する従業員数が下表に該当する中小企業・小規模事業者

業 種	資本金	従業員数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 会社以外の法人（社会福祉法人、NPO法人、医療法人など）

常時使用する従業員数が300人以下の法人

4. 助成金の内容

(1) 対象家賃：令和2年8月から10月までの3カ月の家賃

消費税、権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するものは除く。

(2) 助成額：減額した金額の80%、最大2か月分

自宅兼店舗の場合は、算定金額を面積で按分する。

算定した月ごとに千円未満の端数は切り捨てとなる。

(3) 助成限度額：1か月あたり「30万円」（最大60万円）

5. 申請期間

令和2年8月21日（金）から10月30日（金）まで（当日消印有効）

6. 申請方法

次の申請書類及び必要書類一式の「郵送」による提出方法に限る。ただし、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、現地調査を行う場合があります。

(1) 八潮市テナント家賃支援助成金交付申請書

(2) 交付申請額計算書

(3) 家賃減免前の賃貸借契約書の写し

(4) 家賃の減免について借借人と合意したことを示す書類の写し（覚書、合意書等の写し）

(5) 減免した金額の収受が確認できる書類の写し（領収書や通帳の写し）

(6) 対象物件の外観・テナントの状況がわかる写真

(7) 誓約書兼同意書

(8) 八潮市テナント家賃支援助成金交付請求書

(9) 助成金の振込先金融機関の通帳の写し

(10) 提出書類チェックリスト

7. 事業費

予算科目 款7－項1－目2－11 緊急経済対策事業－テナント家賃減免支援助成金

予算額 5,000万円

担当 商工観光課
山内（内線832）

国及び埼玉県参考 1の中小企業等に対する家賃支援制度の概要

注1：国の「家賃支援給付金」概要

賃借人（テナント）への支援

1. 支給対象者

令和2年5月から12月までの売上高が、次のいずれかに該当するテナント事業者

- ① いずれか1か月の売上高が、前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3か月の売上高が、前年同月比で30%以上減少

2. 給付額

申請時の直近の月額家賃に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6か月分）

- ① 法人：直近の支払家賃75万円までは2/3、超過分は1/3
- ② 個人：直近の支払家賃37万5千円までは2/3、超過分は1/3

3. 給付限度額

- ① 法人：100万円（月額）
- ② 個人：50万円（月額）

※ 複数店舗を運営する事業者の給付限度額（月額）は法人100万円、個人50万円

注2：県の「中小企業・個人事業主等家賃支援金」概要

賃借人（テナント）への支援

1. 支給対象者

- ① 令和2年5月から12月において、次のア、イのいずれかに該当する中小企業者等
ア. いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
イ. 連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少
- ② 2019年〔法人の場合は前事業年度（2019年4月から2020年3月の間に末日がある事業年度）〕の月平均売上が15万円以上あること

2. 給付額

支払い家賃の1/15について6か月分を支給対象とする。（給付限度は3のとおり）
3か月単位での家賃の支払いを確認し、精算払いとする。
ただし、自宅兼店舗の場合は、面積で按分する。

3. 給付限度額

単店舗：上限20万円/1者
複数店舗：上限30万円/1者

賃貸人（オーナー等）への支援

1. 支給対象者

- ① 令和2年4月から6月までの間に、テナント料の賃料を20%以上減額した県内の不動産オーナー（中小企業・個人事業主に限る）
 - ② テナントの売上が50%以上減少した事業者に対して減免したオーナー
 - ③ 連続した3か月の売上が30%以上減少したテナント事業者に対して減免したオーナー
- ※ テナントは、一般消費者が経常的に来店するもの（物販やサービスの提供を行う施設）に限る

2. 給付額

減免額の1/5について3か月分を支給対象とする。（給付限度は3のとおり）

3. 給付限度額

上限20万円